

沼津テニス協会会則

2009/02/04

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、沼津テニス協会と称する。

第2条 (目的)

本会は、テニスを振興し、市民の体位向上とスポーツ精神高揚を図ることを目的とする。

第2章 事業

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) テニスの振興について協議し、関係機関及び団体に意見を述べ、その実現に努める。
- (2) 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図る。
- (3) 市スポーツ祭に積極的に取り組み、各種大会を主催する。
- (4) 加盟団体の如何を問わず、テニスの普及を図るためにテニス教室、テニスに関する映画会、研究会等を開催する。
- (5) 他都市テニス協会あるいは、上部団体と積極的に協調体制をとる。
- (6) 公共的なテニスコート等の設備設置を推進する。
- (7) 本会の発展に貢献した個人、団体、選手を表彰する。
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 組織

第4条 (組織)

本会は、テニス諸団体の結合であり、その団体を以って組織する。

第5条 (加盟)

本会に加盟を希望する前条該当のテニス団体は、所定の入会申込書及び会員名簿を提出し、総会の決議を経て加盟する。

第6条 (退会及び除名)

本会の加盟団体が所定の退会届を提出したときは、総会の決議を経て退会することができる。

- 2 本会の加盟団体が不相当と認められたときは、総会の決議を経て除名することができる。

第4章 役員

第7条 (役員)

本会に次の役員を置くことができる。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名

- (3) 副会長 若干名
- (4) 理事長 1名
- (5) 副理事長 若干名
- (6) 常任理事 若干名
- (7) 監事 **2名**
- (8) 会計 若干名
- (9) 事務局長 1名
- (10) 事務局次長 若干名
- (11) 理事 加盟団体数

(12) 会計は、事務局長と兼任することができる。

第8条 (役員を選任)

本会の役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長は総会において推挙する。
- (2) 理事は、原則として加盟団体より1名選出する。
- (3) 監事及び会計は、総会の決議により会長が委嘱し、事務局長及び事務局次長、常任理事は、会長が委嘱する。

第9条 (役員の任期)

本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでの間その職務を行う。
- 3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第10条 (顧問)

会長は、総会に諮って顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、重要事項について会長の諮問に応ずる。

第11条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 理事長は総会の決議に基づき、会務を処理する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- (5) 理事は総会を構成し、企画・立案・実施の任に当たる。
- (6) 監事は本会の会計を監査し、会計は会の経理事務に当たる。
- (7) 事務局長及び事務局次長は、会長の命により会の事務を処理する。
- (8) 常任理事は常任理事会を構成し、本会の運営に関する役務を執行する。

第12条 (会議費等の支給)

役員には会議費等を支給することができる。

第5章 会議

第13条 (会議)

本会の会議は、総会・常任理事会・専門部会とする。

第14条 (総会)

総会は本会の最高決議機関であり、第7条の役員により構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集し、毎年1回定時に開催する。ただし、理事の3分の1以上が目的を明らかに示して請求のあった場合は、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 総会は構成員の2分の1以上の出席を以って成立する。ただし、出席は委任を以って替えることができる。
- 4 総会の議長は会長が当たり、議事は出席者の過半数の決議で定め、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第15条（常任理事会）

常任理事会は本会の執行機関であって、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、会計、監事、各専門部長をもって組織し、総会の決定事項を執行し、かつ緊急事項を処理する。

- 2 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、議長は理事長が当たる。

第16条（専門部会）

本会に次の専門部会を設置することができる。

専門部会は、理事等をもって以下の部を構成する。

- (1) 大会運営部
- (2) 競技強化部
- (3) 高校育成部
- (4) ジュニア育成部
- (5) 広報普及部

第6章 会計

第17条（経費）

本会の経費は、年会費・補助金・寄付金・事業収入をもってこれに充てる。

第18条（年会費）

加盟団体は、年会費を納入しなければならない。一度納入された年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

- 2 年会費は、1団体につき一般は12,000円とし、高校は3,000円とする。

第19条（会計年度）

本会の会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終わる。

第7章 事務局

第20条（事務局）

本会の事務を処理するために事務局を置き、事務局長及び事務局次長がこれに当たる。

- 2 本会の事務所を事務局長の所属する団体に置く。

第8章 表彰

第21条（規定）

表彰については別に定める表彰規定による。

附則

1 (会則の変更)

本会の会則は、**総会**の決議を経て変更することができる。

2 (会則の実施)

本会の会則は、昭和 45 年 6 月 18 日より実施する。

一部改正の第 8 条、第 9 条第 3 項、第 12 条第 3 項・第 4 項・第 7 項、第 17 条、第 21 条の各項の改正規定は、昭和 62 年 1 月 15 日より実施する。

一部改定の第 8 条、第 17 条、第 22 条の各項の改正規則は平成 15 年 6 月 29 日より実施する。

附則

この会則は、平成 21 年 3 月 7 日から施行する。

表彰規定

第1条 (目的)

沼津テニス協会（以下「本会」という）会則第3条第1項第7号の規定に基づき、テニス競技の普及振興に著しい功績があった者、及び本会等の主催による大会において、優秀な成績を上げ、その技研、態度等において、他の模範であると認められた者等を表彰する。

第2条 (基準)

この表彰は、次の各項のひとつに該当する者に対して表彰状又は感謝状を授与する。

- (1) 長年にわたり、テニス協会の運営に携わり、本会の発展及びテニス競技の普及振興に尽くし、極めて顕著な功績があったと認められる者
- (2) 長年にわたり、テニスプレーヤーとして本会等の開催する大会において、優秀な成績を修め、その技術やマナー等において他の選手等の模範に値するものと認められる者
- (3) 前2号のほか、表彰に値すると認められた者

第3条 (時期)

この表彰は、本会の記念式典又は総会の場において行う。

第4条 (推薦)

第2条の基準に該当する者については、所属団体を通して、その候補者リストを会長あて提出する。

- 2 推薦調書（別に定める）の内容は、氏名、生年月日、住所、役員歴又は競技歴、資格及び業績、あるいは所属団体等とする。団体についてはこれに準ずる。

第5条 (選考)

この表彰は、常任理事を選考委員として、提出された推薦調書をもとに常任理事会において決定する。

- 2 会長及び理事長がこれを必要と認めたときは、前項の定めに係わらず、執行することができる。

(附則)

この規定は、平成2年9月28日より施行する。

- 2 この規定により表彰された個人及び団体は、本会表彰簿に記載し、永久に保存する。
- 3 この表彰において必要と認めたときは、これに記念品を添えることができる。

附則

この規定は、平成21年3月7日から施行する。

会議費等規定(新規)

第1条 (総則)

この規定は、沼津テニス協会（以下「本会」という）会則第17条の規定に基づき必要な事項を定める。

第2条 (会議費)

本会は会議開催時に、理事に次の費用を支給することができる。

- (1) 常任理事会 1,000 円
- (2) 専門部会 1,000 円

第3条 (大会運営費)

本会は大会運営時に、担当クラブに次の費用を支給することができる。

- (1) 1大会1日につき 10,000 円
- (2) 1大会半日につき 5,000 円

第4条 (旅費)

本会は、役員等が協会事業のため沼津市外に出張した時は、旅費等を支給することができる。

- (1) 旅費 実費
- (2) 宿泊費 実費

(附則)

この規定は、平成21年3月7日から施行する。